

NPO法人の申請・届出等の 手続きがオンラインで出来ます！

横浜市所管のNPO法人(法人設立希望者を含む)の皆様は、
内閣府NPO法人ポータルサイト内で、申請・届出等の手続きをオンライン上で行うことができる
「ウェブ報告システム」が利用できるようになりました。

※従来通り、横浜市電子申請・届出システム(一部手続のみ)、書面(郵送・提出BOXへの投函)による提出も可能です。

1 ウェブ報告システムでできること

▶ オンラインでの申請・届出等の手続

これまで書面で行ってきた申請・届出等について、ウェブサイトを通じてオンラインで
入力・提出できます。

※一部の手続では、原本の送付等が必要な場合があります。

▶ 申請・届出等履歴の管理

ウェブ報告システムで提出した書類は、システム内に保存され、提出日で管理できます。
前年度や変更前の書類を複製し、新たな書類を効率的に作成できます。

▶ アカウントの管理

法人内における複数アカウントの登録や代理人・支援者(行政書士等)が手続を行う
場合に、利用アカウントを付与することができます。

▶ お問い合わせ機能

システムの操作について、サポートデスクへのお問い合わせができます。

2 対象の手続

- ・設立の認証申請
- ・事業報告書等の提出
- ・役員の変更等の届出
- ・定款の変更(認証申請・届出)
- ・認定・特例認定NPO法人の手続
- 等

※手続の詳細は、横浜市ホームページ(NPO法人のオンラインによる手続について)をご確認ください。

3 利用方法

手続を始めるには、内閣府NPO法人ポータルサイトの[アカウント登録](#)が必要です。

詳細は、同ポータルサイトをご確認ください。

※GビズIDプライム・メンバーアカウントをお持ちの方は、同ポータルサイトでアカウントを
作成せずにログインすることができます。



《内閣府NPO法人ポータルサイト URL》

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/create/confirmation>

4 ウェブ報告システムのご利用にあたっての留意点

- ▶ 申請手続について、ウェブ報告システム上での事前確認は受け付けておりません。
メール又はお電話でお問い合わせください。
- ▶ 住民票の写し、登記事項証明書、納税証明書等、原本の提出が必要な手続については、郵送又は窓口(市庁舎1階 市民協働推進センター 提出BOXへの投函)でのご提出をお願いいたします。
※役員の住所又は居所を証する書面の提出にあたり、住民基本台帳ネットワークの利用を希望される場合は、「利用を希望する」を選択してください。
- ▶ 提出書類を確認の上、修正依頼をさせていただく場合がございます。
- ▶ 「所轄庁 審査完了」のステータスで手続完了となります。
「所轄庁 受付済」のステータスは内容確認中のため、ご注意ください。
- ▶ オンラインでの提出の場合、受領確認用に提出書類控えの送付はいたしかねます。
- ▶ 指定NPO法人の手続は、横浜市の条例等に基づき行うため、オンラインでの手続をご希望の場合は、横浜市電子申請・届出システムをご利用ください。
詳細は、行財政局共創推進課NPO担当へお問い合わせください。

5 操作等に関するお問い合わせ先

▶ サポートデスク

電話 0800-170-6451

受付時間 平日9時30分～11時59分、13時00分～18時00分

▶ ポータルサイトでのお問い合わせ

内閣府NPO法人ポータルサイトにログイン後、サポートデスク宛てのお問い合わせフォームにご記入いただき、お問い合わせください。

6 関連リンク

内閣府NPO法人ポータルサイト ログインURL

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login>

横浜市ホームページ(NPO法人のオンラインによる手続について)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/NPO/online.html>



【手続に関するお問い合わせ先】

横浜市行財政局共創推進課 NPO担当

電話 045-671-4737

メール gz-npo@city.yokohama.lg.jp

横浜市 NPO

検索

受付時間 平日8:45～17:15

令和8年4月時点